

別表（第４条関係）

新発田市消費喚起キャンペーン実施補助金補助対象経費

経費の区分	説 明
謝金	講師、講演者及びイベント出演者等に対する謝金
賃金	補助事業を実施するために臨時的に雇用した者（アルバイト等）の賃金
旅費	講師等の旅費、補助事業の実施に必要な職員等の旅費（旅行内容が確認できるもの）
使用料及び賃借料	会場及び機材の借上料、什器、備品等のレンタル・リース料等
設営費	舞台装置等（電気、看板、装飾、音響等）に係る工事費及び機材等のレンタル料、会場装飾等の経費等
販売プロモーション費	広告宣伝費、チラシ等の作成費、印刷費、プレゼント品・ノベルティ購入費等
通信運搬費	郵便代、運送代等
消耗品費	キャンペーンの景品その他の補助事業の実施に必要な物品等の購入費（販売目的の物品又はその原材料の購入費、他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費は対象外）
委託費	会場設営、イベントの企画・運営、警備、アプリケーション開発、ウェブサイトの作成・改修、動画コンテンツの制作、商品パッケージのデザイン等の委託費
その他の経費	割引クーポンの割引分の補填、保険料、振込手数料等市長が特に必要と認める経費 (補助対象事業に従事する人のの飲食費は対象外)

備考

- 1 補助事業の実施に必要な経費として、対象事業者が支払うものに限る。
- 2 対象事業者及び対象事業者を構成する中小企業者及び小規模企業者の職員等の人件費は、対象外とする。
- 3 消費税及び地方消費税は対象外とする。